

令和8年9月吉日

お客さま各位

宮崎第一信用金庫

預金等規定の改定のお知らせ

平素より宮崎第一信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

宮崎第一信用金庫では、2026年度末までの手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みの一環として、関連する預金等規定を下記のとおり改定いたします。

今後も、お客さまにご満足いただけるよう、より一層の商品・サービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

- ・令和8年9月30日（水）

2. 対象となる預金等規定

- ・当座勘定規定（一般用）
- ・普通預金規定（普通預金無利息型を含む）
- ・納税準備預金規定
- ・貯蓄預金規定
- ・定期性預金に共通する規定
- ・定期積金規定
- ・通知預金規定

3. 改定内容

- （1）令和8年10月1日以降、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手の受入れ停止を追加。

4. 各規定の新旧対照表は、以下のとおりです。

【当座勘定規定（一般用）】

改定前	改定後
第1条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。	第1条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 <u>ただし、令和8年10月1日以降は、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>
（略）	（略）



【普通預金規定（普通預金無利息型を含む）・納税準備預金規定・貯蓄預金規定】

改定前	改定後
(略)	(略)
第2条（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。	第2条（証券類の受入れ） （1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>ただし、令和8年10月1日以降は、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>
(略)	(略)

【定期性に共通する規定】

改定前	改定後
1. 【証券類の受入れ】 （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。	1. 【証券類の受入れ】 （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、令和8年10月1日以降は、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>
(略)	(略)

【定期積金規定・通知預金規定】

改定前	改定後
(略)	(略)
第3条（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。	第3条（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、令和8年10月1日以降は、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>
(略)	(略)

改定後の各種規定等は、改定日以降に当金庫ホームページの「預金規定のご案内」をご覧ください。

以上



Miyazakidaiichi Shinkin Bank